

仕 様 書

1. 適用範囲

この仕様書は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定による「保安管理業務」を委託するにあたり、受託者が実施すべき必要事項を定める。

2. 業務名称 南紀熊野ジオパークセンター運営：高圧受電設備点検業務

3. 業務場所 東牟婁郡串本町潮岬2838-3 南紀熊野ジオパークセンター

4. 業務期間 平成31年4月26日から 平成32年3月31日まで

5. 対象設備

(1) 需要設備 ア. 設備容量 125kVA イ. 受電電圧 6. 6kV

6. 点検の頻度

(1) 月次点検 隔月1回

ただし、低圧電路の絶縁状況を適確に監視する装置を受託者の負担で設置すること。

(2) 年次点検 毎年1回

ただし、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）で定める点検の延伸に係る要件に該当する場合は、設備を停止状態にして行う年次点検を3年に1回とする。

(3) 臨時点検 必要の都度

電気事故その他異常の発生したときの点検と、異常が発生する恐れがあると発注者が判断したときに行うものとする。

7. 業務の内容

(1) 高圧受電設備の運用に必要な手続きを行うこと。

(2) 保安規程に基づき実施する保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

(ア) 保安管理業務の細目及び基準

保安管理業務の内容は、別紙1「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」によるものとする。

(イ) 再委託の禁止

業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、受託者が個人であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由がある場合は、発注者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができるものとする。

(ウ) 緊急時の対応

電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じて臨時点検の実施。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。

8. その他

(1) 契約金額は、税抜き見積額の月割り計算額とし、平成31年9月までは当該金額の100分の8に相当する額、平成31年10月以降は当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額とする。

(2) 委託代金の支払いは、定期点検を開始して3ヶ月終了後にその3ヶ月分の支払いを受けるものとし、以降この例にならう。なお、4月分については、高圧受電設備の運用に必要な手続きを行うため、1ヶ月分の支払いをするものとする。

(3) 当該業務に伴う報告書（点検記録等）を点検毎速やかに提出することとする。

(4) その他この仕様書に定めのない事項に関しては、協議のうえ決定する。